

CASE

以下の各人の言い分を整理し、これに基づいて紛争の全体像および法律上の対立点を明らかにしたうえで、三者の関係が法的にどのように処理されるべきかを論ぜよ（今回は、Questionsは、若干の仮定的なものに限り、本設例に関しては具体的なQuestionsは設定しません。また詐害行為の成否については、第13回講義で取り上げるテーマですので、とりあえず除外してください）。

[Xの言い分]

私は個人で金融業を営んでいます。平成16年12月1日、知人からの紹介ということで、事業の運転資金を貸して欲しいと言ってきたSに、300万円を貸しました。返済期は、6か月後の平成17年6月1日、利率年16%の利息24万円を天引し、276万円を渡しました。私は、それ以前から、Sは腕のいい工芸作家でその作品は高く売れていると聞いていました。しかし、Sは、職人気質で欲がなく、自分と家族と内弟子（常時2～3人はいたようです）の生活費が得られれば十分だとして、注文を受けて作品を作るほかは、気の向いたときに作った作品を倉庫に置いておいて、どうしても欲しいという人に現金で売るくらいで、会社組織にでもして商品を大量に生産して売るとは考えていなかったみたいです。それが逆に「作家性が高い」とか「Sの作品は希少価値がある」と人気を呼んでいたのも、まあ、世の中皮肉なものだとも思えます。

そんなSが私のところに来て話した事情によると、何でも半年ほど前、仕事場と共に借りていた倉庫中の作品や材料の一部が地震で破損し、悪いことは重なるもので、残ったものの大半も、その直後に盗難にあってすっかりなくなってしまった。保険をかけていなかったのも全くの損になり、作品を作ろうにも材料の仕入れができず、生活費のやりくりにも困った。自分は自宅も仕事場も借家で不動産を所有しておらず、親戚・友人には抵当権を設定できそうな不動産を所有している者や資力に余裕があって連帯保証人になってくれそうな人もいないので、銀行は金を貸してくれない。かといって高利貸しは怖い。そこで知人に紹介してもらって私のところに来た。こういう事情で私に金を借りに来たとのことでした。

Sの窮状に同情した私は、求められるままに300万円を貸してやることにしました。もちろんこちら商売ですから、金消契約書（金銭消費貸借契約書のこと）には、「Sについて、強制執行・滞納処分・担保権の実行、あるいは、破産・民事再生の申立てがなされたときには、Sは期限の利益を失う。」という条項が入れてあります。また、担保として、「この貸金債権の担保として、Sが仕事場と共にAから賃借している土蔵中にある製作済の美術工芸品およびその材料の所有権をすべてXに譲渡する。以後Sが買い入れた材料についてもその所有権を予めXに譲渡し、Sが納入先から引渡しを受けると同時にXに引き渡したものとする。ただし、Xから権利実行の通知があるまでは、Sは、Xの同意を得ることなく作品を売却し、その代金を収受することができる」との合意をし、これも金消契約書に明記しました。先ほど申し上げたように、Sには他に適当な物的・人的な担保が設定できなかったのですが、Sが借金を返済するために精を出して作品を作ってくれば、100万円ほどの材料からでもすぐに1,000万円以上の価値のある作品ができる、とSの腕を見込んだからです。それがこんな結果になって残念です。

平成17年3月頃に、Sが税金を滞納して差押えを受けたということを知ったのは、つい先日です。しかし、この滞納処分は、Sが延滞金などを払って取り下げられたと聞いています。だから、この時点では私は担保権を実行したのではなく、弁済期になっても300万円を返してくれないので、6月3日に初めて実行の通知をS宛に出しました。Yは、この点を逆手に取って、4月11日の時点では、私に作品や材料について確定的な所有権が取得されていないと主張していますが、その時点で甲土蔵にあった作品だけでなくその材料までYが全部買い受けるというのは異常なことです。むしろ、Yは、私と違って悪徳な金貸しで、Sに高利で金を貸し付けて、Sに譲渡担保権を設定させたのでしょ。作品やその材料を乙土蔵に移動させたのもYの悪知

恵ですよ。しかし、どちらもSの借りている土蔵ですし、同じ譲渡担保なら私の方が順位は先です。

一方、Zは、今年の4月末ころに美術工芸品の材料をSに代金後払いで引き渡したということですが、Zが5月30日に差押えの申立てをした時点ですでに私は担保権の実行ができる立場にあり、遅くともその時点で甲土蔵にあった作品やその材料については私の所有物であることが確定したので、Zは差押えができないと思います。また、材料についてはともかく、1か月余りの間にSが材料を加工して作った作品はその材料とは別物ですから、先取特権は消滅しています。さらに、材料についても、先ほどの約定で土蔵に入れると同時に私に引き渡したことになりますから、333条によって先取特権は消滅しています。

【 Yの言い分 】

わしは、長年、美術工芸品の販売を生業としておる。Sには前々から注目しておったが、欲のない奴で、作品をまとめて作って売ってくれと何度も頼んでいたんじゃが、断られ続けてきた。それがどういう風の吹き回しか、今年の4月初めに、自分の作品の先物買いをしてくれないかと言うて来おった。地震と盗難で作品を作り続けることが難しくなったうえ、税務署から税金滞納で差押えまで受けて、このままでは破産だ、と泣きついてきたのじゃ。こちらも願ったり適ったりということで、2つ返事でOKし、4月11日に土蔵にあった材料から作る作品とすでにできあがっていた若干の作品を1,000万円で買うてやることにした。契約書はちゃんと作っておる。

なに？たしかに全部で市価なら2,000万円くらいにはなるかもしれん。じゃが、(作品が)できるかどうかわからん危険を承知のうえで買うておるのじゃし、作品もすぐに売れるものでなく資金を寝かしておかにはならんものじゃから、暴利などと言われる筋合いはない。ああ、当座の資金がいるだろうから、とりあえず滞納した税金を支払う分と生活費等に充てるようにと、手付金を400万円を渡してやった。「これでさっそく税金を納められます」と、Sは涙を流して感謝しておったぞ。代金は、出来た作品をうちに納めてもらったときに現金で払うことにしていたが、4月11日の契約時に、材料も全部買うてやった。それは、安心して作品作りに励めという意味じゃ。何もやましいことはない。

なに？Xがすでに作品やその材料の所有者となっていた？そんなことはわしは知らなかった。後でSの内弟子から聞き出した話によると、最初の約束では、Xの作品や材料を全部担保に取ってしまうということになっていたらしい。ところが、それではあまりにひどくて無効だと言われかねないと耳打ちする腹黒い奴がいて、いかにも土蔵の中にある作品と材料だけを担保に取るように書き替えたそうじゃ。いかにも悪どい金貸しがやりそうなことじゃのう。

なに？わしの買うてやった分か？ああ、Sは実に律儀な奴じゃ。「Yさんに売ったのだから別に分けておかないといけない」と言って、空いていた隣の乙土蔵を家主さんから安く借りて、そこに作品もその材料も移動させよった。甲土蔵には、それ以後仕入れた材料と若干の作品しかないはずじゃ。こういうことじゃから、Sは、乙土蔵にある物をその後はわしのために占有していたことになるんじゃないのか。

【 Z (の専務取締役) の言い分 】

うちの会社は長年美術工芸品などの材料を商っている小さな会社で、うちが専務で夫が社長です。Sさんとは長年お付き合いしていただいていますけど、去年の今頃ですやろか、地震やら泥棒やらえらい目に遭わはって、納めさしてもろてた分のお支払いも遅れがちでした。100万円くらい(未払い代金)残ってました。こんなことうちが言うてたてよそで言わんといて欲しいんですけど、あれは奥さんがあかんです。Sさんは仕事以外のことは、からっきしできへん人ですさかいに、保険やとか税金のことは奥さんがちゃんとみてあげなあきまへん。

今年の4月に税務署に差押え受けはって、うちは、Sさんもいよいよもうあかんと思てましたんやけど、うちの社長が奥さんに頼まれて嫌と言えへんで、200万円分の材料を後払いで納

品したげると約束してきましたんや。それではあかん思たんで、うちが、世話になっている弁護士さんに相談して、300万円を5月27日まで貸した形にして執行認諾文言の入った公正証書を作る、ちゅう条件でSさんと奥さんには納得してもらって、4月28日に材料を200万円分納品しましたんや。契約書と納品書・請求書の写しはここにおます。社長は、そこまでせんでもええがなとか、俺の面子が丸潰れやとか、文句言うてはりますけど、うちの会社かて300万も焦げ付いたら潰れるかもしれませんやろ。

Sさんここで世話になっている内弟子の1人は、うちの遠縁の子なんですけど、5月25日夜に慌てて電話してきて、「えらいこっちゃ、センセ（Sさんのことを奥さんは内弟子にこう呼ばせてはります）が大げがして、もうあかん。（作品が）作れへんようになってしもた。この先どないしょう」と言うたんです。それで、気の毒やとは思いましたけど、弁護士さんをお願いして、週明けの30日にはすぐに土蔵の中の物を差し押さえる手続をとってもらたんです。それから、先取特権も主張した方がええと（弁護士さんが）言わはるんで、契約書やとか納品書を裁判所に出して、重ねて先取特権に基づく**配当要求も**申し立てました。

Xは、甲土蔵の中にあるうちの会社の納めた材料も自分が所有権を取得したと主張してはりますけど、Sさんが税金の滞納処分を受けはった時点で、Xが担保に取らはった物は決まったんですやろから、その後うちの会社が納めた材料にはXは手が出せんはずです。それに、Xは、Sさんが売り掛けでしか材料が仕入れられへんような状態やったのは十分承知してはるはずですさかい、そこまで担保に取るというのはひどすぎやおませんか。

[(おまけ) Sの一言]

俺、死んでません。町内のソフトボール大会で指を骨折して仕事ができなくなったなんて格好悪くて言えんでしょ。

【Keypoints】

- ・流動動産譲渡担保の有効性
- ・流動動産譲渡担保の目的物の固定
- ・動産譲渡担保目的物の処分の有効性と第三者の所有権取得
- ・目的物の差押えに対する譲渡担保権者の救済方法
- ・譲渡担保の二重設定の場合の優劣
- ・動産売買先取特権と譲渡担保の競合
- ・譲渡担保設定者の倒産と譲渡担保の効力
- ・所有権留保の効力
- ・動産・債権譲渡特例法の特徴

【Questions】(今回は設例については冒頭のとおりで、ここではバリエーションのみを問う。各問いは独立しており相互に影響はない。)

[01] 本件設例で、Sが会社組織であり、Zの差押え直後に倒産した場合はどうなるか。破産と会社更生の場合について対比して論ぜよ。

[02] 本件設例で、Zが所有権留保付で材料をSに供給したとすれば、どうなるか。

[03] 本件設例で、Sが会社組織であり、Xの譲渡担保権設定につき、動産・債権譲渡特例法が適用されることになれば、どうなるか。

【Materials】

A (必読判決と文献)

- ・ 最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁
- ・ 最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁
- ・ 道垣内 ~~〔第2版〕~~ 289～333頁、349～357頁もしくは『担保物権法』の教科書・体系書もしくはコンメンタールの動産譲渡担保・所有権留保に関する部分。
- ・ 大江忠 『ゼミナール要件事実』(第一法規、2003年) 204～205頁(添付)
- ・ 植垣勝裕・高山崇彦・中原裕彦・坂田大伍「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正」ジュリ1283号46頁(2005年)

B (判例の理解の参考となる解説)

- ・ 山野目章夫・ 判決解説・『民法の基本判例〔第2版〕』(月刊法学教室増刊、1999年) 97頁
- ・ 小林秀之・ 判決解説・倒産判例百選〔第3版〕(2002年)116頁

C (応用・発展的な検討の参考になるもの)

- ・ 植垣勝裕・高山崇彦・中原裕彦・坂田大伍「『債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律』の概説(1)～(3)」NBL802～804号(2005年)：上記ジュリスト版より詳しい解説
- ・ 鎌田薫・沖野眞己・佐藤正謙・三上徹「座談会 動産・債権譲渡担保における公示制度の整備」ジュリ1283号6頁(2005年)：理論・実務の双方から新制度の特徴と展望・問題点を詳細に議論